

## 宮崎市認知症カフェ運営補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市認知症カフェ運営補助金（以下「補助金」という。）の交付について、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人や地域とつながる交流の拠点を設けるとともに、地域住民への認知症の啓発を促進すること、及び認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るために、認知症カフェ（以下「カフェ」という。）の運営支援を目的とする。

### (対象団体)

第3条 この補助金の対象団体は、次の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 宮崎市内に所在する団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (3) 地域の各種研修会等において取組事例発表や活動事例集等の作成等、自ら積極的に活動を広める広報活動を行う団体であること。
- (4) 事業を着実に実行することができ、適切な事業運営が確保できると市長が認める団体であること。

### (対象事業)

第4条 この補助金の対象事業は、カフェを運営する事業で、以下に掲げる活動の全てを行うものとする。

- (1) 認知症の人への配慮がなされ、誰もが安心して入りやすい環境を提供する。
- (2) 認知症の人やその家族、地域の方、専門職が同じ立場で参加し出会い交流できる環境を提供する。
- (3) 認知症の理解促進・偏見の払しょくにつながる情報提供を行う。
- (4) 認知症の人及びその家族からの相談に対し、適切な支援を行う。
- (5) 認知症の人及びその家族同士が悩みを共有し、相談し合える環境を提供する。
- (6) 認知症の人を介護している家族向けの認知症介護教室等を開催する。

### (補助対象要件)

第5条 この補助金の対象要件は、カフェの開催にあたり、次の全てを満たすこととする。

- (1) 宮崎市内の地域包括支援センターの圏域（以下「地域」という。）を単位に、運営する拠点を設け、原則として拠点において開催すること。ただし、本事業の目的の範囲において拠点以外で開催することもできるものとするが、拠点の地域外で開催する場合、拠点の地域内において同条第3号の要件を満たし、かつ、既存のカフェ運営団体による開催のない地域に限り開催すること。
- (2) 拠点においては、一堂に10名以上が参加可能なスペースを設けること。
- (3) 月に2回以上開催すること。
- (4) 1回あたりの開催時間は2時間程度とすること。

- (5) 1回あたり参加者が概ね5名以上であること。
- (6) 運営スタッフとして1名以上の医療関係者（医師、看護師等）及び1名以上の福祉関係者（社会福祉士、精神保健福祉士、認知症である者の介護等に従事した経験を有する介護支援専門員、介護福祉士等）を確保し、開催時にはうち1名以上の者を配置させること。
- (7) 開催時には1名以上の運営スタッフと運営スタッフ以外の補助者（ボランティアの認知症サポーター等）の合計2名以上の者が活動内容の提供にあたること。
- (8) 運営スタッフを中心にミーティングを開催するなどしながら、活動内容を提供すること。
- (9) 認知症の人を介護している家族向けの認知症介護教室等を年1回以上開催すること。

#### （対象経費）

第6条 この補助金の対象経費は、第4条の事業を行うための団体活動の立ち上げ及び活動に要する経費で、別表1に定める経費とする。ただし、本補助金を充当して購入した備品を本事業を目的として1ヵ年以上使用しない場合、購入費に充当した補助金額を返還するものとする。

#### （補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額から収入金額を控除した額のうち、一団体につき当該年度300,000円を限度とし、予算の範囲内で補助する。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

#### （交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、宮崎市認知症カフェ運営補助金交付申請書（様式第1号）を開始7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 宮崎市認知症カフェ実施計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 団体の概要・活動内容が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

#### （補助金交付申請の受付期間）

第9条 新たに補助金を交付する運営団体を募集するときは、受付期間を定め、市ホームページなどで公募を行う。

#### （審査基準）

第10条 審査の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 認知症の人や家族、地域住民が気軽に集い、交流できる環境を提供できること。
- (2) 認知症の理解を深め、偏見の払しょくにつながるような講話等の企画を行っていること。
- (3) 認知症の人や家族の負担を軽減するための事業であること。
- (4) 認知症の人や家族の不安や悩みを聞き、適切な相談対応がとれること。
- (5) 事業計画及び予算に客観性及び現実性があること。
- (6) 過去に同様の活動の実績があるなど、今後の適切な運営が期待できること。
- (7) 公益性の高い事業であること。

(交付の決定)

第11条 市長は第8条の規定により補助金の交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、適当と認めるものについて補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第12条 市長は補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を宮崎市認知症カフェ運営補助金交付決定書（様式第2号）により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 補助金の交付申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるとき、その他特別な事情があるときは、市長の定める期日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第14条 補助事業者は、第12条の規定による通知を受領した後において、当該事業計画を変更しようとする場合は、変更の理由を付し、宮崎市認知症カフェ運営補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に第8条に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについてこれを了承し、宮崎市認知症カフェ運営補助事業計画変更承認通知書（様式第3号の2）の通知をするものとする。

3 第12条の規定は、前項の規定により通知する場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の決定及びこれに付した条件その他法令、条例に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(報告及び調査)

第16条 市長は、補助金の適正な執行を確認するため、必要に応じ報告を徴し、又は関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業の執行に係る経費の収支を明らかにする帳簿を備え、関係書類を常に整備し、当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、30日以内に宮崎市認知症カフェ運営補助金実

績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 宮崎市認知症カフェ実施報告書（年間）（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### （補助金の確定）

第19条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、必要に応じては、実地調査等によってその成果が補助金の交付内容又は付した条件に適合すると認めるときは、宮崎市認知症カフェ運営補助金交付確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第20条 補助金は、概算払により支払い、事業終了後に精算を行うものとする。

#### （補助金の返還）

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

- (1) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

#### （留意事項）

第22条 この事業を運営するにあたり、以下の点に留意すること。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、利用者及び利用者の世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 食材費等の実費相当額については、「参加費」として利用者から徴収できるものとする。徴収の上限は300円とし、その金額については、事前に計画書に記載すること。また、利用者に事前に説明を行い、了承を得ること。
- (3) 茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。
- (4) 地域包括支援センターや介護サービス事業所等、また地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めること。
- (5) 地域住民が認知症の人やその家族と出会う場となり、認知症について正しい理解を深める場となるよう努めること。
- (6) カフェに来場する誰もが役割を得る機会を提供するよう努めること。
- (7) カフェの周知を積極的に行うこと。
- (8) 本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区別すること。

#### （その他）

第23条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

(補助対象経費の内訳)

経費名	内容
①人件費	業務に直接関与する者の作業時間に支払われる経費
②謝金	研修会の講師等への謝金
③需用費	事務用品等の物品購入費（文具等の消耗品、パンフレットなどの印刷製本費） ※1万円未満のもの
④役務費	切手、はがき代、通信料、広告料、各種手数料、各種保険料等
⑤使用料及び賃借料	カフェ設置のための賃借料、会場の使用料、機材の借り上げ費用等 ※月決めのものに関してはカフェの開催・準備のために必要な経費を、日割りで算出するものとする
⑥備品購入費	椅子又はテーブルに限る ※補助金の限度額の20%を上限とし、備品1個につき3万円未満のもの

様式第 1 号（第 8 条関係）

宮崎市認知症カフェ運営補助金交付申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

（申請者）住 所  
団 体 名  
代表者氏名

宮崎市認知症カフェ運営事業に対する補助金の交付を受けたいので、宮崎市認知症カフェ運営補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

添付書類

- 1 宮崎市認知症カフェ実施計画書（様式第 1 号の 2）
- 2 収支予算書（様式第 1 号の 3）
- 3 団体の概要・活動内容が分かる書類
- 4 その他

宮崎市認知症カフェ実施計画書

実施目的			
実施場所(住所)	( )		
実施日時			
年間実施回数	認知症カフェ	回(月	回)
	認知症介護教室	回	
受入れ可能人数	人		
参加費	1人1回 円		
提供予定食品			
内 容			
スタッフ氏名 ※第5条(5) に該当する方 は、資格を記入	運営	医療関係者	
	スタッフ	福祉関係者	
	上記以外		
地域・関係機関 との連携			
周知方法			
問い合わせ先	氏名	電話番号	
その他			

収 支 予 算 書

<収入>

費 目	予算額 (円)	内容・内訳
合 計		※支出の合計と同額

<支出>

(1) 補助対象経費		
費 目	予算額 (円)	内容・内訳
(1) 小計		補助対象経費の合計
(2) 補助対象外の経費		
費 目	予算額 (円)	内容・内訳
(2) の小計		
(1) + (2) の合計		※収入の合計と同額



宮崎市認知症カフェ運営補助金交付決定書

第 号  
年 月 日

殿

宮崎市長

年 月 日付けで交付申請のあった宮崎市認知症カフェ運営事業補助金については、宮崎市認知症カフェ運営補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様式第3号（第14条関係）

宮崎市認知症カフェ運営補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

（申請者）住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付けで宮崎市認知症カフェ運営補助金の交付決定のありました宮崎市認知症カフェ運営事業について当該事業計画の変更の承認を受けたいので、宮崎市認知症カフェ運営補助金要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 添付書類

様式第3号の2（第14条関係）

宮崎市認知症カフェ運営補助事業計画変更承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮崎市長

年 月 日付け 第 号で交付を決定した宮崎市認知症カフェ運営補助金に対する事業計画変更を承認し通知します。

様式第4号（第18条関係）

宮崎市認知症カフェ運営補助金実績報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

（申請書）住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のあった宮崎市認知症カフェ運営事業に対する補助金については、宮崎市認知症カフェ運営補助金交付要綱第18条の規定により、関係書類を添えて実績報告書を提出します。

添付書類

- 1 宮崎市認知症カフェ実施報告書（様式第4号の2）
- 2 収支決算書（様式第4号の3）
- 3 その他



(単位：人)

回数	日付	相談 件数	本人 (うち新規参 加者)	家族 (うち新規参 加者)	その他 (うち新規参 加者)	スタッフ		参加者総数
						スタッフ	補助者	
1			( )	( )	( )			
2			( )	( )	( )			
3			( )	( )	( )			
4			( )	( )	( )			
5			( )	( )	( )			
6			( )	( )	( )			
7			( )	( )	( )			
8			( )	( )	( )			
9			( )	( )	( )			
10			( )	( )	( )			
11			( )	( )	( )			
12			( )	( )	( )			
13			( )	( )	( )			
14			( )	( )	( )			
15			( )	( )	( )			
16			( )	( )	( )			
17			( )	( )	( )			
18			( )	( )	( )			
19			( )	( )	( )			
20			( )	( )	( )			
21			( )	( )	( )			
22			( )	( )	( )			
23			( )	( )	( )			
24			( )	( )	( )			
総 数			( )	( )	( )			

収 支 決 算 書

<収入>

費 目	決算額（円）	内容・内訳
合 計		※支出の合計と同額

<支出>

（1）補助対象経費		
費 目	決算額（円）	内容・内訳
（1）小計		補助対象経費の合計
（2）補助対象外の経費		
費 目	決算額（円）	内容・内訳
（2）の小計		
（1）+（2）の合計		※収入の合計と同額

様式第5号（第19条関係）

宮崎市認知症カフェ運営補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

宮崎市長

年 月 日付けで交付決定をした宮崎市認知症カフェ運営事業に対する補助金については、宮崎市認知症カフェ運営補助金交付要綱第19条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |